

鴨川市役所支所及び出張所の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 29 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市条例第 27 号

鴨川市役所支所及び出張所の設置に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 鴨川市役所支所及び出張所の設置に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表鴨川市役所吉尾出張所の項中「鴨川市松尾寺 454 番地 2」を「鴨川市宮山 234 番地」に改める。

第 2 条 鴨川市役所支所及び出張所の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

第 3 条の表鴨川市役所江見出張所の項中「鴨川市東江見 376 番地 5」を「鴨川市東江見 308 番地」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 3 月 2 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、同年 4 月 1 日から施行する。